



Title	保健所行政30年の歩みと将来の展望：第2部・衛生監視業務について
Author(s)	中山, 信正; 猫西, 一也; 佐々木, 寧 他
Citation	大阪公衆衛生. 1979, 40, p. 14-37
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/84072
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

保健所行政30年の歩みと将来の展望

—第2部・衛生監視業務について—



司会者	大阪市環境保健協会理事長	中山 信正
演 者	大阪市西成区長	猫西 一也
	大阪府衛生部食品衛生課 主 査	佐々木 寧
	大阪市東住吉保健所	食品衛生監視員 天堀 和衛
	大阪府泉佐野保健所主査	環境衛生監視員 古川 澄子
	大阪府吹田保健所	環境衛生監視員 湊 和夫
	大阪市大正保健所	環境衛生監視員 川村 清

朝倉 本日は、「保健所行政30年の歩みと、将来の展望」というテーマの第2部として衛生監視業務について、これから座談会をしていただくのですが、お忙しい中を多数ご参集下さいましてありがとうございます。

衛生行政のなかに監視業務が加わって30年になりますがこの間に環境衛生、食品衛生に係わる諸問題がつぎつぎに提起されて、監視業務もその範囲、内容ともに拡大され、かつ充実されてきました。本日はそれぞれの分野でご活躍されている方々にお話いただきたいと思います。

司会をお願いしている中山先生については、今更ご紹介するまでもありませんが、昭和13年京都帝国大学医学部をご卒業後、22年に大阪市に入られて大淀、東淀川、北、南各保健所長、食品衛生課長、予防課長、衛生研究所長、衛生局長、環境保健局長を歴任され、現

在は財団法人大阪市環境保健協会理事長、大阪市教育委員長としてご活躍されております。それでは中山先生、よろしくお願いします。

中山 中山でございます。講師の皆さんのご協力をいただきながら、話の進行役をつとめさせていただきます。

はじめに監視活動では大先輩である猫西さんからご発言、お願いします。

衛生監視員の教育制度論白熱

猫西 西成区役所の猫西でございます。監視員時代は大分以前のことになりますので資料を整理してみました。

昭和35年4月に近畿食品衛生監視員協議会が結成されており、その4カ月後に厚生大臣の私的諮問機関である、「公衆衛生教育制度調査委員会」によって衛生監視員制度が検討され、中間報告が発表されております。

この報告は、昭和35年10月の第16回日本公衆衛生学会自由集会で検討され更に、36年3月には、近畿食監、環監合同研修会の場において検討されたのみならず、市レベルから全国レベルまでの監視員組織で広範な人が参加し、検討が行われました。

監視員の教育制度としては、まづ2年制の養成を終えた人を二級監視員とし、この上に一級監視員、専門監視員の養成を行っていくという考え方が柱になっていました。これに対し、大阪や近畿の衛生監視員会では、基本の教育年限を、なぜ2年にするのか、ということに論議が集中しました。

衛生監視員制度をしっかりとしたものにするためには、その基本教育年限は4年制（短大卒ではなく大卒）にし、その上に、一級や専門の監視員の制度を置くべきだと要望し、更に、中間答申には教育制度はあるが、今後の公衆衛生行政の中における「衛生監視員制度」のビジョンを併せて検討されるべきであろうといった考え方を、全国の食監会や環監会を通じて委員会に表明するよう近畿の食監会や環監会は、ずいぶんと活発に動きました。こういう近畿の動きは、各ブロックへ波及し、結果的に“2年制”の案は制度化をはばまれた形になりました。

ただ、ここで特に申しあげておきたいことは、この中間答申作成の中心となられた、国立公衆衛生院行政部長の橋本正己先生の、衛生監視員の教育制度のあり方に対するご研究に対しては、当時の私達、近畿の食監・環監会のメンバーすべてが高い評価をしていました。ですから、衛生監視員制度をうらづける環境衛生基本法の検討もお願いしたい、といったようなことを申しあげたりしていたのです。

またこの衛生監視員制度の検討会には、労働組合の幹部も参加するなど、熱の入った制度論をやったことを、おぼえています。

そういう状況の中で私は昭和40年、西成保

健所へ衛生課長として行きました。そこで何をしたかといいますと、主にネズミ退治であるとか、環境衛生をやりました。こうした事柄は非常に興味をもってやっておりました。それが後の万博の衛生対策で役に立ったわけです。万博の場合、一言でいいますと地域衛生計画です。

万国博と衛生対策

ネズミがどれくらいおるのか、ゴミがどれくらい出るのかということで役にたったわけです。衛生課でゴミ処理から、ネズミ退治、あとの清掃、それに食品衛生全部をやりました。ですから、建物が出来る時のチェックからそういうのまでを一元的にやれたわけです。

その中で私が一番良かったと思うのは、あの中に食品施設従業者が約6千人いたわけですがとても6千人全部は教育出来ないので、6百人を対象にリーダーとして徹底的に教育しようというわけで教科書も2種類、一般用を6千冊リーダー用を6百冊用意し、あらゆる視聴覚教材を用い、教材だけで3百万円程使いました。とにかく担当の監視員の声が出なくなるくらい徹底した教育をやりました。その6百人の人達が非常に良くやってくれたわけです。これを私は今後の食品衛生行政の面で生かせないかと思います。一人の食監の力には限界があるが、そこで生まれた協力者が百・2百となれば大変な力を発揮するわけです。万博の衛生対策がうまくいったとするならば、先程の6百人の従業員のリーダーの協力があつたからに他なりません。

それと環境衛生との連繋が非常にうまくいったからだと思います。

私は、30年をふりかえってみて、何事も1人の力ではなく多くの人が力を合わせることの大切さを思います。そして、教育の大切さであろうと思います。

私もいろんな教育を受けてきました。忘れたことも多いわけですが、しかし忘れたあと

にも何か残るものがあると思います。ですから教育というのは忘れたあとでも何か残るものだという実感は私は持っております。

中山 皆さん方もある程度事情をご存知の方が多いから、一応猫西さんが言われることにお察しがついたと思うわけですが、続いて佐々木さんをお願いいたします。

佐々木 私は昭和47年から発足しました、食品衛生専門監視班で情報とか資料の収集・提供、あるいは監視技術の開発などで、食品衛生監視の内容を充実させるという仕事をさせていただいている訳ですが、その業務の中から考えました事を今日は申し上げたいと思います。

食品衛生法の歩みとかいろいろのエピソードや私どものわからないお話は猫西先生から話していただきましたので、私は食品衛生監視の内面的な事柄というか、表に出ない事や日頃考えている事を申し上げたいと思います。

監視体制三本の柱

といいますのは、食品衛生監視あるいは監視体制の問題という事になると常に問題が提起されまして、ある意味で言うとこれが解決されないと食品衛生監視は円滑に機動しないと言われている事がいくつかあげられています。一つは食品衛生監視員の絶対数が足りない。二つ目には検査体制の強化確立が必要だし、三つ目は食品衛生監視員の資質の向上であり、あるいは研修内容の充実これらはどうしても行わなければいけない。

これらが出来ないと監視率の向上とか、あるいは科学的な行政が出来ない、こういう事が出来ないという時点で全てが凍結している様な印象を受けるわけです。

この三点は皆さんもご承知のように、極めて必要な事だし、実現せねばならない事だと思うわけですが直ちに全てをかなえさせることは現在、非常に困難な状況だと思います。

従いまして一の点については、大阪府、市

とか、あるいは今のお話しにもありましたように全国的な規模でも種々検討されていますので、本日は食監の増員とか検査体制の強化を論ずるより、むしろ現実の食品衛生体制をより実りあるものにするにはという点、食監の資質向上について感じていることを申し上げます。

食品衛生監視本来の姿というのは、日常流通して消費されている食品の安全性を確保することだろうと思います。その確保の方法なんです、食品の調理・加工あるいは製造、販売、これにたずさわっておられる業者の社会的責任で自主的な管理これによって食品の安全性を確保されることだと思います。

で、監視員あるいは監視体制というのはこれを適切な方法でチェックするという事、あるいは自主管理の実施状況を監視して、指導するのが業務であろうと思われます。

今の食品衛生法でいきますと、新しい規格基準だとか指導要領とかが設けられまして、例えば最近でいきますと、油菓子とか食鳥肉の処理加工、あるいは容器包装済の加圧、加熱食品こういうのがでてまいりまして、実際これを大阪で充分徹底して実現していくには、非常に困難な問題があるのではないかと。

逆に法律は現実より遅れるという話がよくありますが、現実には法律あるいは国のレベルのほうが現実を上廻っている場合も多い気がします。むしろことばをかえると、食品衛生監視の難しいのは主として、中小企業とか個人営業の監視の際に直面して、現実にはこういう施設とか営業者に対する指導をどうするかというのに悩んでいるのが食監ではないかと思います。

一般的にいわれますように、大企業の監視が、技術的にむずかしいというようなことは本当はそうではないのではないかと感じるわけです。何度も申し上げますけれども小規模な営業者のレベルアップということがむしろ問題ではないかということです。

監視業務のむづかしさ

今度は食監の業務の内容ということで猫西先生もいろいろお話になっておられましたが、私なりにいろいろ考えてみますと、食品衛生法の業務を例えば細菌的な発想を主とした時代とか、或いは化学的な事項が中心になっていた時代とかいうような時代が、確然とは出来ないと思うのですけれど、やはりあったらこうと思います。今は化学的なものから、やや法律的にもそうだと思うのですけれども物理的な問題が、食品の概念の中に非常に入ってきてるのではないかと感じがします。

例えば簡単なようだけれど、水分活性の概念とか酸化還元原理の問題、あるいはもっと単純な問題で温度の問題、それからこの頃よく工場なんかで設計されますいわゆる空調、こういう問題は、やはり食品と食品そのものについての物理的な問題ですね。このような問題は、かなり出てきているのではないかと感じがします。

ですから、そういう流れということもある程度、考慮していかなければならないです。そういう物理的な問題の実体の把握が、これから必要になってくるのではないかとというような感じがします。

そういうことですので、今なお監視の中心になってますのが、細菌的な発想でないかという気もしまして、あまりこのようなことばかりしてますと、例えば衛生管理が薬品などでやられますように、GMPの問題とか被害分析ですね。重要三点方式というんですが、HACCPというような、このような方式にかわりつつある時代になってまいりますので細菌的な発想だけで、単なる有害物の排除、要するに細菌をつけないければいいのだというような監視をやっていると、いつか行政は、消費者から分離してしまうのではないかと感じがするわけです。

あまりいいことばかり言いますと申し訳な

いのですけれど、それではどうすれば良いかということなのですが、実際答えは、なかなか難しいと思います。

答えになるかどうかかわからないのですが、やはり食品監視の将来を考えた時に、私は一番重要なのは、食監の知識の向上だろうと思います。ただ、食監の知識、技術の修得というのは、一般的な研修の場というより実際に現場で一人一人が独自でやっていただくというのが、一番効果があるのではないかと感じがします。ただこの為には、例えば組織をチーム化するか計画をシステム化するか、あるいは食監の一人一人が意欲を以て知的水準を向上させるようなことのできる、いわゆる仕事の管理ですね。このような外的な条件も非常に必要だろうと思います。

業者指導と自主研究

私は、将来食品衛生監視員の業務で必要になってくるのは、営業者に対する指導ですね。監視よりもむしろ指導だろうと思います。換言しますと、コンサルタント業務が一応、食監の仕事で一番重要になるのではないかと感じがするわけです。これらの事を十分にこなす為には、監視対象の施設とかあるいは業務、やってる内容、こういう内容の全体的な把握とそれから自分で検査をするか否かは別問題としまして、食品の検査に対する知識を、もつと食監はもたなければいけないのではないかと感じがするわけです。

一例をあげますと、牛乳検査成績は点検をしましても、その検査成績を熟知していないと適切な判断を下せないだろうと思うのです。従いまして、今食監に特に必要なのは食品衛生の知識を現場で生かす腕、それと説得力であらうと思います。

こういう意味で、今府とか市の食監協が、おやりになっていますような、ブロック別とか或いは府県別の自主的な研究テーマですね。この決定から発表までのプロセスとか、その

内容、こういうのが一番食監の資質の向上に役立っているのではないかなという気がしているわけです。

終りに、最近の業界の動きを例にとりまして申し上げておきたいと思うのですが、たとえば、今スーパーの場合、店内とくにバックヤードという制度、いわゆる包装作業などをする所ですけど、店内とくにバックヤードの細菌対策ということが、非常に問題になってきておる。これが衛生の問題というより食品の鮮度劣化を防いで、いかに利益率をあげるかということで関心と呼んでいるわけですけど、逆に食監の立場からですね。食品衛生の充実が利益率の向上につながるんだとの発想のもとに、積極的にできれば、食品衛生の指導権をもつことができれば、食品衛生は安泰といえるのではないかと思うわけです。

何度も申してもうしわけないのですが、要するに“人は石垣、人は城”といいまして、監視制度の根本は、やっぱり監視員だろうと思うのです。

最後になりますが、従来の食品衛生監視というものが、食監自身の立場からみましても施設数に追いつかないということで、監視の内容というようなことを考える余地がなかったというのが、事実だろうと思います。

私どものチームで試算しますと、これは府の場合ですが、昭和60年頃になりますと施設数の増加も殆んど止まってしまうだろうと推定しています。そうしますと、この頃になりますともちろん冒頭で申しましたように、監視員が増員されたり、検査体制の整備もされているだろうと思いますが、こういう形になりますと、監視の内容とか実績とか、そのようなことを毎年検討していかなければいけないのではないかという気がします。

そのようなことで、今からそういう構想を考えておかないといけないという時期にきているのではないかという気がしております。

中山 ありがとうございます。役所側からみた場合、まことに頼もしいご発言をいただきました。従来人員が不足だと、思うようにはできない。それを資質の向上というかその観点からのお話をいただきました。まことに頼もしく思いました。

天堀さんもまた、おそらく新しいご提案があらうかと思しますので、先にお話をうかがいたいと思います。どうぞよろしく。

天堀 東住吉保健所の天堀でございます。大阪市の食品衛生監視員になりましたのが、昭和50年ですから、まだ4年目でやっと食品衛生監視員の内容が、わかってきたばかりです。そういったところでこのような席をつかって話しをさせていただくというほどのものは、大してありませんけれども、少い経験の中から特に感じたことを、これを2点ばかりお話しさせていただきます。

ほしい指導要領

先日、私の担当区に、製造者も初めて我々の区内においても初めてという、ハム工場が設置されることになりました。

ちょうど私の受け持ちだったのですが、ハム工場に関しましては、大阪市の食監会でハム工場について研修をしまいたったわけですが、いざ自分の担当の所にそういう施設が出来るということで、ハムの製造工程にしましても、また機械や器具それぞれの名称、また役割、使い方とか規格基準検査、また製造上とくに注意すべき点とか、監視指導上でとくに注意をしなければならない点などこういったことが全くわかりませんで、非常なとまどいをおぼえ、自分で勉強したり、上司の方に相談して、許可をおろしたわけなのですが、食品衛生法の施行令におきましても、許可業種だけで約30種あるわけですが、私の担当区には、そのうち大体6から7割ぐらい、あとの3から4割というものは全く知らない、見たこともないような状態です。

監視員経験の長い先輩の方々ですと、このような殆どどの業種の監視指導をしておられて、的確な監視指導を与えていくことが出来ると思いますけれど、特に我々のように若い監視員の場合、経験したことのない業種に直面しますと、私と同様に一つの戸惑いをおぼえるのではないかと思います。

また、こういった新しい施設の申請が出た時点で、上司に相談したり、また自分で勉強していたのでは、実際には間に合わないと考えております。そして、にわか仕立ての知識や業種知識では、業種別基準を口にするだけで、十分な指導力も説得力ももたないものと思います。

最近の加工食品の多様化というものは、非常に目まぐるしく、また加工保存技術の進歩とか流通形態の変革、流通単位の拡大ということに伴って、我々監視員は、既存の知識や技術だけでは今後十分な監視指導を行ってはいけないと思っております。

我々監視員には、より高度で現代的な知識とか技術とかが、要求されていると思うのです。

私の場合、採用されて約1カ月間研修がありました。その後に食品衛生監視員として現場へ派遣されるわけです。もちろんのこと現場へ出しても、上司の方とか先輩の方々から、手とり足とり教えてもらうわけですが、やはり非常に浅い知識でまわっておりますので、難しい点や困難な点というのはあったわけです。

また、同じ施設を監視指導するにしましても、着眼点の相違とか個人差がありまして、以前に業者から私どもいわれたのですが、“前の監視員はこう言っていた、あんたが言うようなことは言っていなかった”というような反論を聞くわけです。

こういった欠点を無くす為にも、すべての監視点が同じレベルで監視指導できるようにしていくべきだと思うのです。

このようなことから、我々監視員は上の人

から教えられたり、書物から知るばかりではなしに、できるだけ多くの製造工場にたちいて、ただ表面的な見学だけではなくして、機械名と役割とか構造等、製造工程等とくに深く知っていく必要があると思います。

また原材料から製造行程、製品管理・流通から販売に至りますまでの、徹底した監視指導を行なう為にも、現状にマッチした業種別の指導要領というものをつくっていったらどうかと思います。

施工業者にも必要な基準説明

先ほど佐々木先生がおっしゃっていましたが、今後の監視員は、とくに食品すべてにわたる幅広い知識と技術を向上させていくために、またとくに若い監視員を中心に、研修とか教育とか推進していく必要があると考えております。

日常の監視指導についてですけど、食品監視施設利用者・流通量といったものは、特に最近増加の傾向にあります。

その中で監視員の増員も望めない、また限られた監視員数でいかにより高率な効果的な監視指導をおこなっていくかということが今後の重要な課題であろうと思います。

食品製造業者、集団給食施設、折詰弁当等の調製施設、いわゆる重点監視施設については、とくに計画をたてて強力に監視指導を行っておりますが、現実には新規や更新の申請調査に多くの時間が費されているという現状です。

我々監視員の業務というのは、申請のあった者に対して許可をおろしていくということだけが、我々の業務ではないと考えるわけです。

新規の施設に調査にいきまして不備な点を指摘しますと、“施工業者がそのようなことは言っていなかった”というようなことをよく耳にするわけです。営業者にしてみれば、施工業者は許可をうけるにあたって必要な設備とか、基準とかを知ってるものと業者の方は

信じて、施工業者に任せておられる。このようなことから、施工業者に対しても設備基準を知ったうえで設計施工をするよう周知していく必要があるのではないかと感じます。

こういった施工業者というものは数多く居りますので、非常に困難なことだと思いますけれど、また逆に重要なことだと思います。

新規で許可をする際におきまして、設備と基準に合致した完全なものにさせる。また、十分な衛生指導を行うことが非常に重要である。またこれを徹底させることによって、許可更新時だからといってとくに調査を要するものではなくなると思います。

このことはとくに飲食店や牛乳販売業とかこういった施設に対していえることだと思います。

実現したい監視業務の効率化

また同時に、事務処理業務等の軽減とか効率化を行うことによって、行政側から監視業務の効率化をはかっていくと、また営業者に対する衛生教育ですけれども、現在営業許可証交付時に講習会を行っているのですが、この講習会といいますのは、非常に多業種を同時に集めているために、表面的で一般的な内容にとどまっております。この講習会をさらに一歩進めて、業種別に行うことによりその業種に適した指導と専門的な教育をすることが出来ると思います。

また昭和49年7月、管理運営基準が作成されました、そして各業者とも自主管理が行われているはずでありますけれど、遵守状況は現在のところ非常に低調です。今後ともこの自主管理といったものは非常に重要なものと考えております。この営業者の自主管理の体制をさらに強化するために、行政サイドでももっと具体的な案を作成して、業者のかたが遵守しやすいような形にもっていくということが必要だと思います。

この衛生教育と自主管理をさらに推進する

ことによりまして、業者側から我々監視員の監視業務の効率化をはかり、同時に更新時調査を軽減した分も補習することができると考えております。

このように業者・行政両側からの監視業務の効率化をすすめることによりまして、監視員が許可業種のみならず、幅広い業種に対する監視指導、検査、教育等の本来の業務に専念できる方向にもっていく必要があると感じております。

中山 ありがとうございます。私らも十分にそういうことを経験しているのですが、自分が経験していないことを現場でしなきゃならんという悩みは、どなたもやっぱりおもちであろうと思います。

昔はこういう点やはり気楽なものでして、役場へ行ったら“あんなこと言ってますな”ということで、一緒に勉強して許可していくというふうな態度が、食品衛生だけでなくあらゆる行政にあったわけです。

“一度本省へ届けてみましょうか”てなことで気楽にやっとなし、また民間の人も現場の人がそこまで専門家であるということは、要求していない。ただこういう規則に合わせるにはどうしたらいいのか、一緒に研究して欲しいというふうな感覚があったのですが、できれば、現場での確に指導できるのが望ましいわけで、その為にいろいろ提案があるわけですし、三人の方々に一応食品衛生関係のことを主としてお話しいただきましたが、ここでフロアの方からも、一つ御意見をいただきたい。そして、もし話したりないところがあったと思われるスピーカーの方、追加してもらうことをやっていただきたいと思います。

ちょっと変わりに私の話を少しさせていただきます。

猫西さんが初めてやったことで、やっぱりこの国でも同じようなことで、イギリスの衛生監視員制度が1840年代に始まると聞きますが、その最初の頃は、頑丈な体格をもっ

てそして不撓不屈の精神をもった者を適任者として、まことに図太いえげつない業者を、首根っこをつかまえてでもやらせるというふうなのが、インスペクターのやり方であったようです。

段々とあとの二人がおっしゃったように、これはコンサルタント的にやらないといけない、指導的にやらないといけない、また技術的にも、どこの国でもその経過をたどってきておるわけです。

日本ではぐんとかわって行って、本当に指導していく教育していくという方向にきているのですが、それをどうしたらうまくいくかというのはやはり問題なのです。

またインスペクターの資質を向上するいろいろ条件というものを、どうして整えたいかということが、おそらく問題だろうと思いますが、その点で何かご意見があったらどうぞ。

猫西 天堀さんのお話を聞いてて、私も20年ほど前同じようにやってたと思うのです。やはりこれは何年たっても常に問題だと思うのです。

ほしい衛生監視の資料室

どんどんと相手が進んでいくわけですからこれは、常にやっぱりこっちが知らないのが大きい。それに対等するためには、お話をきいて民間では既にやっていますけれど、衛生監視の資料室、或いは図書室（それにはティーチングマシンも組みこんである）自分が勉強したければ、そこへ行けば勉強できる。こういうシステムを我々の衛生行政の中に組みこまないと、もう30年たっても同じことがいえるのではないかと思います。

民間は、セールスマンがだめだとその会社がつぶれるわけですから、これはものすごい教育をしているわけです。それに近いものをやっぱり我々監視員グループも、私も今食監会の会員ですからこういういい方をするので

すけれど、それをやらんといかんというそういう感じをもちました。

中山 私もある程度同感なのですが、自ら勉強したい意欲は皆さんおもちなのですがそれを可能にする為のライブラリー活動とか、或いは定期刊行物によるその教育だとかそういうふうなことをやはり絶対必要とします。

食品衛生監視員の諸君には食品衛生研究という全国的に出している雑誌があって、ある程度それが役立っているわけでありまして。が、もっといろいろの方面からのものが必要でありますし、また勤務しておたら自然に身につくというものが必要であります。

私が月曜と水曜日に行っておる環境科学研究所は、今図書室を開放してるわけですからあらゆる皆さんの資料をおいてありますからその点をもっと利用できるような方式をもっともっているとか、その点が問題だと思うのですが、どうですか。

質問—フロアから—

現在の大阪市の食品衛生監視員ですが、大阪市の場合ですと先ほど天堀さんのお話にあったのですけれど、最初大体1カ月くらいの研修期間があって普通の監視を含めて技術研修ということで、環科研で研修をしているわけです。

それから3年くらいしましてB研修ということで、やはり経験3年くらいの人達を集めて自主的に自分達の問題点をつくって行って、それに対してどう対処していくかということをして研修している。

私達もいつも思うのですけれど、仕事の合間でそれをやってきてるのが実情なのです。それをやはりある一定期間仕事を離れて1週間とか10日、割り切って朝から1日中ずっとカンヅメですね。よく民間でやられてるようなそういう研修の方法というのをやはり行政の中にとりいれていかないと、なかなか研修するものがその気にならないで、効果が薄いのではないかなと我々は思っているわけ

です。

最近ではそのような動きもあるようなのですけれども、なかなか我々の仲間同志の中でもそういう相互理解のできない点もありますので、そういう点をお互いに理解しあって若い監視員をりっぱに育てていくように、思いきった大胆な研修の方法を行政の中にもとり入れていただきたいと思います。

中山 確かにまだ民間と比べて役所の研修についても、思いきった方法をとったらいという御意見は確かにそうだと思います。

なかなかやはり割りきれないところがあるのか、スパッとやるということはなかなかできないですね。では一応お三人の方のお話はこれくらいにしまして、次には主として環境衛生監視員の立場から古川さんお話をいただきたいと思います。

古川 古川でございます。これから環境衛生のほうにはいりますので、どうかしばらくお聞きください。

私は環境衛生監視員の立場から過去をふりかえりましてお話ししたいと思います。

私が大阪府へ入りましたのが昭和24年で、実際に保健所で監視員として実務にたずさわったのが26年頃だったと思います。

今から考えてみますと非常に波瀾万丈と申しましょうか、私の歩んできた青春の大半が監視生活の思い出でうずまってしまいそうなのです。

昆虫駆除の今と昔

その中からとくに今日は、昆虫駆除関係と営業関係に焦点をしばって皆さんにお話ししたいと思います。

終戦後これは昭和23年に監視員制度というのはできたのですが、その中で生まれました監視員でして、一保健所で監視員1人合計20名これが大阪府の監視員として配属されたわけです。

新しくできました法律とか制度とか未知の

ものへの手さぐりの時代であったともいえましょう。当時は先ほど猫西さんがいわれましたように、アメリカ占領軍総司令部というのがありましてこれを私共GHQというふうに覚えております。このGHQの命令下に全ての衛生行政があったわけなのです。ですから当時昆虫駆除の薬品ですね、これもアメリカから入ってきましたDDT及びBHC、これら全て塩素系なのですが、こういうふうな薬品を私共は推奨した時期であったと言えます。

しかしこの塩素系の薬品は非常に役に立ちまして、効果が大きい上がったと私達は認めております。

第一線の監視員は市町村がワンクッションありますので、実際にこの認許が監視以外は市町村とタイアップしながら仕事をしないといけない。

こういうことで大阪府の監視員は、まず市町村の衛生班の実態把握と指導を行うと同時に地区衛生組織とタイアップしまして、鼠・昆虫駆除の事業を推進してまいりました。

現在のように上水道とか、し尿、ゴミ処理施設とか完備されていなかったために、伝染病を媒介する蚊とかハエや鼠駆除に全力を注いでおりました。

ある日のことなのですが、婦人会を動員しましてお便所の汲み取り口の周囲にありますハエのさなぎ取り、これを皆でやった覚えがあるのです。また毎年2月皆様御存じと思いますが、鼠とり月間というのが大阪府下一斉に行われておりますが、その時には今のような時代ではなくて、朝から鼠とりのダンゴ作りを一日中したわけです。婦人会を動員してそして各家庭に配布してかなり成績をあげたように思います。

次に昭和45年、これは世界的国際的な万国博覧会が吹田市で行われました。この会場の周辺の市町村は、一体となり日夜を問わずに昆虫駆除を実施したわけでした。

当時私は万国博の会場周囲を取りまく豊中保健所に勤務しておりました。

その時には周囲を取りまく7保健所で衛生待機班というものをつくりました。これはご存じの方もいらっしゃるかも知れないのですが、この班員といいますのは隊長が一名、これは所長又は所長代理ですね。そして中の班員といいますと食監・環監・薬監・防疫という4・5人のメンバーが1班を編成するわけです。その班が大体10班くらいできたと思うのですが、その班が毎週土日、土日交替で吹田保健所で待機したわけです。

そして伝染病の発生防止とか、まあ何か事故があった場合にはすぐにとび出せるような体制を整えました。しかしそういうふうなこともありまして、万博も無事に終了してこれを契機として急激な都市化の進展に伴う、下水道、し尿、ゴミ処理施設等生活環境施設が充実してきました。と同時に蚊・ハエとかいうものが非常に減少してきたわけです。

一方急激な高層ビルの出現ですね。これによりましてまた生活様式も近代的になってきましたので、現在のように鼠とり・ゴキブリ及びこれプラスの不快害虫の苦情の被害が出て、私達は非常に困っております。

同時に殺虫剤に対する抵抗性の出現、これが新しい見地からDDT・BHCは禁止されて、有機リンの時代になってまいりました。

現在保健所での相談とか苦情は、蚊・ハエの時代からゴキブリ・不快害虫の時代へと移ってきた。これが大体、昆虫駆除の歴史なのですが、次は営業関係に移りたいと思います。

苦労した村床むらどこの設備改善

まずこの営業関係は、一番最初は警察行政からひきついだわけです。そしてできた監視員制度の中で、初め私達は非常に手さぐりの状態でした。保健所そのものが住民に認識されていなかったわけです。

私達散髪屋へ行きて、**“保健所です”**

といいますと、“うちは、もう健康保険も入ってるからね、もういいよ。生命保険関係ないわ”というように、生命保険の外交員とまちがわれたわけです。

一番最初そういうことから、保健所というものが出来たということをもまずPRするのに暇がいったのでした。

当時の散髪屋の例を申しあげますと、皆さんご存じないと思うのですが**“村床”**という床屋さんになっていました。これは非常に田舎の方で村で経営している散髪屋さんなのですが、現在のように立派な施設じゃないわけです。

現在の法律でいきますと、洗いは流水設備にしなければいけない。水が上から流れる状態にしないと衛生上悪いと指導していますが、当時の村床は、大きなコンクリとかタンクみたいなのに水がいっぱいはいっているのです。そこから桶に杓で水を汲みお客さんの頭を洗ってた。

非常に今から考えますと不衛生なのですがそれがとおっていた時代なのです。

私達は新しい法律をひっさげて、流水設備にさせるのに非常に暇がいった。これがもうなかなかの苦労話なのですが、村床というのは村が盆とか正月にお金を出しあって寄附するわけですね。それによって、店の改造とかそういうことをやるので、中で勤務している散髪屋の理容師さんの一存では改善が出来ない時代だったのです。

ですからその間私達監視員は足を棒のようにして、ただ流水設備にさせるだけでかなりの年月がかかったように思います。これは私達監視員の共通の悩みでございました。

しかし環境衛生の営業関係は、国民の日常生活に不可欠な営業であると同時に消費経済の中での大きなウエイトをしめております。このことから、徐々に高度成長の波に乗って現代のような近代的な設備へと変わってまいりました。

国際空港の誕生とエピソード

同時に法律の改正も時を同じくして行われまして、その例をあげますと昭和32年までは理容師法・美容師法が一本だったわけです。32年にそれぞれが別個のものになったわけです。39年にはクリーニング業法の改正、これは貸しおしめとか貸しおしぼり等のリネンサブライ業です。これと取次所これがクリーニング業の中に含まれるようになった、これが39年です。

次に旅館関係ですが、これは同じく昭和45年万博を契機としましてモートル等の構造設備の改正、これが行われました。そこまでのワンルームワンガレージについて、改造指導が、警察と共同で私共監視に行って指導いたしました。

昭和45年に国をあげての万博の頃、非常に営業関係では影響がありました。当時佐藤知事の時代でして、特に旅館では外国人受け入れ及び地方からの宿泊者の受け入れの為の特別措置としまして、民宿の許可をすることが決定いたしました。そしてお寺や民家が宿泊施設として利用されたのでございます。

私は豊中保健所におりまして一番の経験といますのは、現在豊中にあります国際空港ですね。これができるときの多くの思い出話なのですが、ご存じでないと思うのですが、あそこの施設は3市にまたがっているわけです。豊中市・池田市・兵庫県伊丹市この三市にまたがっていて、どこの保健所が中の旅館とか飲食店百いくつかある店の営業関係を受け持つかということで、約1年以上討議したと思います。

その結果、空港の玄関が豊中市にあるのです。それで豊中市の保健所が営業関係の認許可、食品も含めてです。その認許可を豊中保健所がやるということにぎりぎりに決定したわけです。

あれは2月頃だと、当時一緒におられた監

視員の方もいらっしゃると思うのですが、3月1日にオープンなのでそれまでに許可をなんとかおろさなければいけないということで、夕方5時頃から私達食監と共同で向うへ行きまして、私は旅館百いくつかエアポートホテル、あそこの設備を見まして食監が2名ほどだったのですが、その方達が中の飲食店全部の書類をチェックして、本庁におくったように記憶しております。

このように現在の国際空港にもこんな誕生の歴史があったということを皆さんに披露したわけです。

営業関係華やかかなりし頃といえはこの45年頃だったと思うのですが、この45年をピークとしまして、非常に石油ショックとかそういう問題で世界的な不況時代になってまいりまして、現在はこの営業関係は経営不振の時代になっていると思います。

ただ一つ変わってきたことは、多角経営の時代になってきていてそうしなければ、また採算がとれないというふうな状態になっていることは、皆さんもすでにご存じだと思います。

世の中のいろいろな移り変わりと同時に、私達監視員は世の中の実態をすなおに受けとめなければいけないと思います。と同時に、あと追い行政の中で法律の運用を適切に行わなければならないと思います。

人間は慣れると道を見失うと言われておりますし、マンネリ化をこのさい脱皮して常に反省して初心にかえることが、私は望ましいのじゃないかと思っています。

以上非常に短い時間で長い歴史を語ることは難しいことで、要領を得なかったと思いますがその一端を御披露させていただきました。

中山 ありがとうございます。本当に古い昔を苦勞しながらほりおこしていただきまして、誠にご苦勞さまでした。

続いて湊さんに、この比較的新しい新鮮な監視員のかたとして先ほどの職員と同じよう

に新しい提案があらうかと思います。

湊 大阪府にきましてから6年になるわけですが、公務員としたらもう8、9年目にはいつてるわけなのです。

私最初は滋賀県で食品衛生監視員を2年間務めましてから、大阪府にきました。

公務員になった当初の私の給与の話ですが29,980円だった。今から思うと少なかったように思いますが、あと20円くれたら3万円になるのじゃないかと言いにいったわけであります。

いやなことは不思議と忘れてしまうものでいいことだけを残してしまう。悪いこといやなことでもいい思い出に転化してしまう。

人間というものは大体そういうような感じがします。

大阪府へ来てから、環境衛生を担当するようになって、何か食品衛生で覚えたことは暗記してしまったような傾向があるみたいです。

保健所で監視業務ということなのですが、大体監視する対象の施設というのがあるわけですが、施設を設ける場合にやりたい人がやらしてくれと、あるいはこういうことでやりますという届出、または許可の申請でこられるわけなのですが、申請書の受付に伴いその施設が法律的にあっていのかどうかを検査しなければなりません。

あっていれば許可を、あるいは受理をするし、あっていない場合はこういうふうにしなさいという条件をつけて直させ、確認の許可をする。許可したあと初めて監視指導業務が発生するわけなのですが、当然そのあとで施設の変更をする場合もあります。で最後には廃業という形でその施設はなくなるわけなのです。

保健所の仕事はなにか今から考えまして、あまりにも許可申請があった時点で施設の許可ということに力をいれすぎている。

いれすぎということはないのですが、そのことだけにあまりにも注意を払いすぎ、後の

監視指導という面への繋がりを忘れているような気がいたします。

保健所はどうしても管理面、あるいはどのようにすれば衛生的な施設を保てるかという話を、あるいはそういうやりかたを普及していく啓蒙していくというのが仕事だと思えます。

ところが現に先ほどもいいましたように、許可という時点で書類もややこしいことや、そのチェックだけで追われてしまいその後の管理的なことを話さないで終わってしまうわけなのです。

必要なソフトとハードの使いわけ

今日話させていただきます内容は、施設基準と指導的な内容、私は勝手にハードな面とソフトな面というようにわけております。保健所はこのソフトな面を尊重したら一番いいのではないかと思います。

ソフトな面の監視指導をおこないまして、矛盾を感じましたらそれをハードにおき換えていくか、あるいはソフトからソフトにおき換えていくか、そういう面をどんどん進めていかななくてはならないと思えます。

現在、保健所にもちこまれる問題ですけれども例えば伝染病関係でしたら、先ほどお話にありましたように不快昆虫も含めて、いろんな相談に来られるわけなのです。

たいがい最初は、“どんな薬を使ったらよろしいか。”と尋ねられるわけです。

で、現在の建物の中で、ダニの発生とか不快的な昆虫になるのですけれども、アリガタバチの発生とかそんなものもありますけれど、“どんな薬を使ったらよろしいか”この一言から始まります。これはその発想まちがいですと、まず相手の意見をバシッと切ってしまうということケンカになりますので、否定していい人か悪い人かという判断をまずしてからいけそうだと思いますと、“奥さん、その発想はまちがいです。”とはっきりいうわけで

す。

発生するそういう環境があるわけなのです。建物が新しいか、畳が新しいとかそういう発生する状態があるわけです。

で、薬は何を使えばいいかという辺りから話を始めますと、どうしてもうまくいかないわけなのです。薬がきれてきますとまた発生しますということで、どうしてもハードなほうのそのような施設の状態の話をしなくてははいけない。だから“施設的に発生しないような昆虫にとっても住みにくい状態。住みやすい状態はどのようなのか。”と問われますと、“私らが住みやすいような状態ですよ。”という話をするのですが、住みにくい状態とは、ここにおけるのがいやになるような状態という具合です。

施設を改善したうえで薬を使うようにと、ソフトな面とハードな面の話をするわけですが、これは過去の社会が薬、薬といった時代がありまして、全部薬が解決する。これは明らかにまちがっております。そういう住みにくい環境をつくったうえで薬を使いなさいという話をしていくことが大切です。

そこで不快な昆虫が発生しないような状態の建物をたてるようにすると、これは非常に難しいのですが、そちらの方へまで私らの仕事のソフトから生まれたハードへの還元だということが出来たら理想ではないかといつも考えておるわけです。

監視指導のむづかしさ

よく言われるのに特定建築物やマンション関係のことがありまして、先日吹田保健所でマンションの地下にあります受水槽に排水ピットからの汚水が流入したということで相談が持ち込まれました。

これも同じような話で、どのような話の展開になるかとまずパターンを先に考えるわけなのですが、“まず保健所が検査して欲しい。”と、検査することには全面的に協力をしまし

よう。”と大概その後で住んでいる人が、“この責任どこにある、誰がもってる。”と必ずそう言ってきます。

案の定いつてきたわけですが、どこに責任があるのか保健所がもってくれるのかというこの話に尽きるのです。私とこは責任がもてない。明らかにハードな面からの場合だったら保健所がソフトな面でハードを補うことは出来ないということで、これはケンカになっても仕方ないのではっきりということにしています。

これも受水槽が地下に埋められている構造排水ピットが同じウォーターレール、またはグランドレールで使われていることに問題があるわけで、そのカラーとして保健所の寸法で補うというような話でなく、同じレベルにおかないでやれば問題はおこらないのです。これから建つマンションなどにつきましては、受水槽でも土の上に置いたような状態で行われているように思います。

すべて問題をソフトとハードとに私は置きかえるようにしております。

環境衛生、先ほど申しましたことにしても実際浄化槽のことが中心になりますが、大阪市の場合は殆んど下水道が普及したということで、非常に近代的なものだと思われるかも知れません。

吹田市の場合たくさんありまして、実際河川の汚濁とかにつながっているということで市の公害から依頼をうけまして、調査しました。

それも共同住宅を対象にやったのですが、まあムチャクチャの状態でありました。そこで考えさせられるのが故障でうまく動いていない原因なのです。故障していると簡単にいっていろいろな種類があります。換気するポンプが止まっているとかポンプが回っていても空気を送っていないとかいうことをカバーする指導として、点検しなさいよというのは絶対にまずいと思います。

そういう施設と施設の基準、もっとパーフェクトな施設をつくったうえで管理しなさいという話ならいいのですが、故障して警報装置も付いてない状態でソフトで補え、これは根底的な発想のまちがいです。

こうして話していますとハードなものというのはお金がかかります。お金をかけたらいくらでも良いのが出来るのだと。ところが、公衆衛生上いいという点を目ざしますと一番いいというのがやはりあるわけなのです。そのお金の面と一番いいという面のギャップをうめるのに、ソフトな面があるのじゃないかというニュアンスにとらえてるような状態もあります。

これはもう絶対にハードに還元できるものはどんどんして、例えばブローアが故障しておれば空気圧が低下しますので、その時にスイッチオンになりブザーが鳴って警報するという装置をつければ、すべてが解決するわけです。そういうふうな状態にどんどん置きかえていくというのが、現場でソフトの面を指導してハードの面を還元していくという仕事を中心だと思っています。

どうしてもソフトとハードは切り離しては話できないもので、この二通りは必ず結びつけて仕事をしていかなばならないのです。

閉ざされた輪を採用したい

ハードなことですが、昨日偶然NHKの教育テレビを見ましてDC-10がバリ島で墜落したというその経過の説明でした。

なぜ墜落したかといいますと、荷物室ドアの構造に欠点があった。時前に改善すればよかったのですが、しまり具合を検査員が点検確認するという約束で許可をした。そのようにハードな面をソフトな面で補ったために起った事故なのです。

テレビを見て感じたのですが、ハードな面に転換しておればあれだけの人は死ななかったのだと。改善をすぐにやらないで、そのか

わり目で見えて検査し、大丈夫と確認したうえで飛ばすから改造をしなくてよいようにという要請を行ない、それを受けた行政側もその要請を認めた。そのために起った事故でした。仲々いい事を言ってるな、という気がしたんですが、その時にいつも思うんですがいい話と思うのはクローズド・ループ、閉ざされた輪という意味なんですが、例えばトイレへ入って、手を洗って外へ出るというのを食品衛生の面でも指導されていると思うのですが、トイレへ入っても手を洗わなくとも外へ出れるわけです、それをトイレに入って手を洗い乾かさないとドアが開かないところもあるわけです。

これがクローズド・ループ、こういう形に全部施設基準を置きかえていけばいいんじゃないかと思います。

環境衛生でしたら、プールでいいますと服を着替えまして、水着をつけてシャワーを浴びないとプールサイドへ出られない、こういうクローズド・ループの設備に置きかえていかなければならない、トイレへ行ったら手を洗わないとドアが開かない、そういう状態を施設に取り入れていく、浄化槽のことでもそうですが故障していても放流している、故障すれば放流出来ないという構造にすれば、気付くのも早く対処する事が出来るわけです。

長々とした話ですが、どうしても施設基準あるいは監視指導、それからソフトな面やそれをフィードバックした関係、そういう一つのサイクルの積み重ねが世の中を良くするんだというふうに考えております。

とりとめのないお話でしたが、これで終わらせていただきます。

中山 ソフトとハードとに分けたなかなか興味にとんだ話をいただいたわけですが、たしかに北九州でおこったカネミ油事件でも、設備基準だけでなく、管理基準といえますかソフトの面にももう少しまい規定があったら、あのような事件は起こらなかったはずですね。

ソフトとハードの関係をうまく使いわけてもらえ、まことに感心して聞いていました。では次に川村さんをお願いします。

川村さんは、大阪市大正保健所にお勤めですが、大阪市は多少特異な立場にあります。環境衛生監視員諸君が公害行政を全面的に、担当することになっていますので、そういう観点から環境衛生全体の問題についての提言をしたいというような御意向らしいので、よろしくをお願いします。

大阪市の環境監視業務について

川村 大阪市の環境衛生監視員の業務につきましても、先ほどの古川監視員、湊監視員がお話しされた通り同じようなことをやっているわけですが、ただ大阪市では公害業務を保健所でもしておるということです。

現在我々は、30種類ほどの法条例を司っております。非常に問口の広い業務にあけくれているのです。本日は、年代的に業務の変遷をみ、とくに公害業務を中心にお話したいと思います。

さて大阪市の環境衛生監視員が誕生したのは、昭和24年2月であります。昭和20年代は、法整備を背景に監視員の業務は、伝染病予防を主眼とするそぞく昆虫駆除、多数集合場所としての理容所・美容所・旅館・公衆浴場といった施設に対する公衆衛生知識の高揚、および啓蒙が中心であったということです。

昭和30年代前期には、衛生思想の啓蒙・普及、実践活動の定着をはかる運動が提唱されたのであります。この例として、蚊とハエのいない町モデル地区の推進ということがあげられます。

一方理美容所等の営業関係各種業態が、健全な発展をとげるためには、自主的な活動をすすめるということにより公衆衛生の向上に寄与させる。そして同業組合の育成指導、衛生管理技術の向上、知識の普及等の指導に務めていたのであります。

昭和30年代後期は岩戸景気に象徴されますように、産業界は活気を呈し大型設備投資・技術革新・消費革命が進展する中で、著しい経済成長を遂げたのであります。

それに伴いまして、我々の生活水準の向上、豊かさの支えになったのであります。しかし原動力である工場生産機能は、生活環境とくに空気や水といった自然界を汚染し始めたのです。さまざまな態様で生活手段の被害に目ざめた住民サイドから、徐々に新しい問題が提起され始めたのがこの頃です。

いわゆる公害問題のはしりだったと思われます。昭和37年6月ばい煙に関する法律が施行され、これにより公害問題が明確に環境衛生の分野に名乗りをあげたのであります。

我々はこの時期に、先取り行政として無手勝流でしかも言葉は悪いですが、口だけで勝負をしておったというような苦情処理にあたっていたと思います。

さてこの時期における監視業務の中で、今一つ繁忙を極めたこととして、下水道未整備地域の多くを抱えていた周辺区では、住宅建築のラッシュが続き、し尿処理用の浄化槽の設置が爆発的に進み、連日その検査業務に忙殺されていたのであります。

以上は私が先輩から引継いだ話です。いよいよ昭和40年代に入るのでありますが、この頃から私が大阪市の勤務するようになったのであります。

昭和40年代は、公害問題で大沸騰を呼んだのです。即ち公害発生源者、被害者、行政の三者が一体となって、問題解決にあたっていたのです。そうした中で、昭和42年8月に公害対策基本法の成立をみ、翌年43年6月大気汚染防止法の公布以来、漸次45年12月に至るまで、騒音規制法・水質汚濁防止法と個別規制法の整備制定が実施されたのであります。

もちろん我々も、騒音・ばい煙等についての苦情処理が圧倒的で、連日連夜にわたり駆け回っていたということでございます。

法整備の遅れた中で、住民大会等で被害者に怒られながらも規制指導等に騒音計や振動計を携行するようになり、専門的な技術も身につけていったのであります。

一方事件をとりあげてみましても、有機水銀・カドミウム禍・PCB中毒・光化学スモッグ禍・公害病訴訟とセンセーショナルな問題が続発したのです。

これらのすべてが、我々の業務の多様化や拡充に直結したものとなったのであります。

今日生活環境の保全に係って、一つの行政目標即ち大気・水質等の環境基準が設定され、これの達成を図るため環境衛生監視員は、それぞれの職域で全能を傾けて取り組んでいるのであります。

さらには大きな課題として、産業廃棄物の適正処理、都市環境の整備に係って健康福祉の増進をはかる環境醸成へと住民運動は向っております。我々もまたこれに適確に呼応しつつ行かなければならないのです。

環境保全は、主として住居を生活の場とする立場から外部環境を見つめてきたのです。40年代の後期になって、建築物内における環境保全いわゆるビルの衛生管理が取り上げられたのです。又48年には、有害家庭用品即ち技術革新の恩恵に浴し、無数の化学物質を含んだ家庭用品が健康阻害を生みだす結果となり、それに対処する法律も公布されたのです。

さて、我々は既に述べましたように、従前から公衆衛生の立場で生活環境部門、いわゆる環境衛生対策と都市環境部門いわゆる公害対策に取り組んでおります。

新環境プランの策定

我々大阪市環境衛生監視員の職能団体であります大阪市環境監視員会では、都市環境等について昭和51年12月、新局面を迎えた環境監視体制のあり方として新環境プランなるものを作成し、今年4月にはその具体策なるものを策定しましたので、この新環境プランに

ついて少しお話ししたいと思います。

既ち公害対策は、広域的な環境障害と局地的な環境障害に分類して、より一層合理的な政策を推進してゆかねばなりません。

広域的な環境障害については、硫黄酸化物は言うに及ばず、窒素酸化物・粉じん等の事前評価を含めて強力な対策を講じなければなりません。

また局地的な環境障害については、従来市民の苦情や陳情を待ってそれに対処してきたきらいもあるのですが、これからは、その削減目標を設定し潜在的な環境障害についても、積極的に取り組んでいかなければなりません。

これを具体的にすすめるには、現況をしっかりと把握して目標を定め、その対策を練りその後効果判定を行う。この繰り返しをすることにより、住みよい環境を創造していくものであります。

例えば、硫黄酸化物にかかる環境基準についてであります。

硫黄酸化物と大気汚染濃度については、市内12カ所で測定しており、各測定項目とともに一時のことを思いますと、かなり良くなっております。しかしここ2、3年はわずかに良くなっていますけれど、どちらかという横這状態ということであります。

これに対処するには、地域的な特性をみる必要があるということで、苦情の申し出のあった工場を公害種別、あるいは硫黄酸化物の削減量をファクターとして三種類に分類いたします。

即ち広域汚染を主とした大気障害型を物質障害型と、騒音・振動といった局地的な障害をエネルギー障害型と、それとその中間型の三つに分類したのであります。

そうしますと市内26区のうち物質障害型、いわゆる広域的な大気汚染で悩まされているのは6区。局地的な騒音・振動が主となると思われるエネルギー障害型が13区。中間型が7区ありました。

これを昭和52年度の硫黄酸化物にかかる環境基準との適否でみますと、12ステーションのうち5ステーションで適合しているのがあります。これを先ほどの地域特性的にみますと、物質障害型では3カ所で適合しているのです。エネルギー障害型、中間型はともに、1カ所ずつの適合であります。

即ちこの現実、これまでの硫黄酸化物にかかる発生源規制はクリーンエアプラン対象工場といった大発生源主導型であったのであります。

今後エネルギー障害型、あるいは中間型といわれる区において強力な規制をする必要があるわけです。

しかもこれらの区には、中小零細企業を多数かかえているのであります。とくにこれら中小零細企業に対しては、中央集権的な方法では通用しないのです。やはり地元の利を生かして地域に密着した保健所で、ときには手とり足とり中小零細企業のおっさん、にいちちゃん相手に、きめ細く指導していかなければ環境基準の100パーセント適合率というものはあり得ないと思います。

その効果的な実施方法としては、区域を細く地域メッシュに分割したうえで、実態とその対策をたてていくのです。

メッシュは大小二段階に分け、大メッシュは500m、小メッシュは100mとするのであ

ります。

一方、長期的な展望のもとにこれらの業務をすすめていくのでありますが、将来生態的な見地から、WHOの提唱しています有害化学物質の環境調査、および対策並びに生物学的な常時監視の確立と大きな課題があると考えております。以上が新環境プランの主旨であります。

次に我々が公害問題にたずさわって約10年になりますが、その間もとても苦々しく思っておりましたことを一つ申しあげたいと思います。

それは他部局の、しりぬぐい行政をさせられているということです。

といいますのは、保健所に申し出られる苦情の中で、とくに騒音や振動は、発生源規制以前の問題が大部分であるように思われます。

即ち都市計画と現実の矛盾であります。最近企業主がよく言われることには、“我々が、現在地へ移転させられたのは大阪市の都市計画の為、数年前まだ周囲には殆んど何も建っていない時で、しかも用途地域は準工業地域だと、しかしいつのまにか用途地域も住居地域にかえられており、住居系の家屋が増えつつある。この調子では、いずれ我々もまた追い出される。この精神的な苦痛と経済的な損失は、誰がみてるのか。責任者、出て来い！”というようなことまでいわんばかりです。



■こんな場所の害虫駆除に：
料理飲食店、レストラン、
ホテル、学校、病院、団地、
ビル、工場、倉庫、船舶、
車両……など。



殺虫くん煙剤(ベルメトリン)



業務用バルサンP ジェット

ポンプ-1号-2号-3号

- 速効性、残効性ともにすぐれています
- 隠れている害虫が出てきて死ぬので後始末がラクです。(フラッシング効果)
- くん煙後に侵入する害虫にも、すぐれた殺虫力を発揮します。(残効性)
- 新ピレスロイド系統薬剤で、人畜には低毒性です

- 適用害虫：コキブリ、イエダニ、ナンキンムシ、ノミ、ハエ、カ(成虫)。
- 鯉食魚(活魚類)にはかなり有害ですから、使用にあたっては十分にご注意ください。

CleanLife

「使用上の注意」をよく読んで正しくお使いください。

中外製薬株式会社 化成品部
★京都府京田辺市東町1-10-6

一方、監視員の業務から申し上げますと、最近になってやっと住宅の大規模開発については、事前に公害担当者の意見を述べるができるようになりました。

しかし、今度はまた住宅のミニ開発ということで悩まされております。

即ち、工業地域の工場が移転、あるいは倒産した跡地のど真ん中に、堂々と建売り住宅がむやみに建設される。既存の周囲の工場と新しく越してきた住民との間でトラブルをひきおこして感情的にこじれてくる。

そうすると、音がやかましいの、壁にヒビが入ったのと保健所へ文句をいってくるのであります。で測定してみますと、通常操業では規制基準すれすれで、それでもこれを苦情の種にしております。本当に困ったものです。

最後に、我々の業務は伝染病予防という外的駆除から出発し、生産活動に伴って汚染される物質について軽減させ、一歩進んで建物内の衛生管理に携わるようになりました。が、さらに今後、一般住宅内の住居衛生について取り組んでいかねばならないと思っております。これに関してであります、今日の司会をなさっておられる中山先生は、都市計画の微細構造という言葉を使っておられます。即ち都市計画は、もともと市民の生活を快適にする為の事業であります、都市計画の骨格となるような、道路交通・上下水道・公園緑地などを主たる対象とするもので、大規模なものである。

そういう施設ができたというだけで、市民の生活が快適になったかという、そうではありません。個々の住宅、工場など、構造上や使用上の適性化がともなって、始めて都市計画の初期の目的を達することができるのであります。このことを中山先生は都市計画の微細構造と言っておられます。

とくに人口 300万都市を目指している大阪市としては、都市再開発は避けて通ることのできない問題です。

この都市再開発の中に我々環境衛生監視員や公害担当職員が、積極的には入り込んでいかなければならないと思います。その具体的な方策については、今後の課題であると思います。

中山 大阪市の環境衛生監視員として、いわゆる従来の環境衛生監視員の他に、公害関係とか、さらには都市計画への参画、そういう問題をも含めての広い意味の衛生監視業務というものについてのお話でした。

一応これで、全演者のお話が終ったわけがあります。

比較的これは、大体皆さん専門家の方がお話になりましたので、あまりに何といえますか、とんでもない意見というものが出ませんでした。

今少し時間がありますので、各演者からお互い同志で今一つ質問があったり、意見があったりしたら、演者同志でディスカッションをしていただけますか。

地域と密着した環境衛生対策を

猫西 今の川村さんのお話、私は保健所の環境衛生監視員の人が、とくに公害問題なんか全く他部局のしわ寄せなんか全部ひっかぶってご苦労されているという点、自分としてはそれは非常に、忿懣の至りであるということがよくわかります。

それで、これをどうもっていけばいいかという事について、お伺いしたいのですが。

私区役所において4年目なのですが、例えば区役所に区民室というのがあります。区民室に相談係というのがある。そこで例えば、公園に不法投棄がある。公園局は手が回らないという場合、これは下請業者にお金を出して、ごみの清掃をするわけです。

それから、住民から不法投棄があった場合やした場合、それにすぐ対応する。

昔は、現場員が10人位おったわけです。今はいないのです。そのかわり金で下請で処理

をしていこうというのをしておるわけです。

ですから公園局なんか、のべつ公園事務所の人がやって来ているわけです。土木なども同じことです。自転車置場の問題とか、それから不法投棄の問題とか、区役所の区民室にしょっちゅう出入りしてるとことといえば、土木の公営事務所、環境事業局の清掃幹部ですね。

これは、自分とこは廻りたいのだけれどもちょっと手がまわらないから助けてくれ、というふうなことです。

非常に一生懸命ひきうけておられますけれども、もう少し例えば、区役所が役に立つか立たないかは別として、もうちょっとそこへひんぱんに出入りして、力を借りるというかそういうことも必要じゃないかという感じがしています。

今一つ、例えば市営住宅を建てるとかいう場合は区長に相談にくるわけです。僕は幸い環境衛生をやっていたから意見は言うのですが、しかし一般の区長さんの場合は、そこまではちょっと無理だと思うのです。

ただ行政連絡調整会議というのが、毎月1回あるわけです。これは保健所から区内13の官公署、警察から消防から全部寄ってやるわけです。そういう場合に、例えば環境衛生月間があります。で具体的な話はないんです。一般の住民はどういうことしてるのか、どういふことで協力を求められてるのか、協力は必要なのかわからんわけです。

それは一つ何か今後の環境衛生の在り方として、最も住民に関係の深い所ですので、今川村さんのおっしゃった地域と密着した環境衛生対策が必要だということに、私は全く同感ですから、例えば一定地域を限って、地域計画をたてる。そこには環境衛生監視員という技術員を中心にして、土木も清掃も、それからそこにある飲食店等については、食監も協力するとか、何かそういう一つの地域の技術者、それから道路管理者などいろんな担当をしてる者、それらが協力して地域を良くし

ていく。事前に調査しておいて、そのことによりこれだけよくなりました。という評価をしていく。そういうような進め方ができないのかなあと考えていますが、どうでしょう。

住民と手を組めばお金が流れてくる？

川村 全くおっしゃる通りです。

我々もそういう計画の中に参画はしたいのですがその手始めとして、今年大阪市では、用途地域変更がございました。

というのは、先ほども申しましたけれどもミニ開発を防止するという意味で、工業地域を工業専用地域に塗りかえるという話を我々の環保サイドから総計局へもって行って、それを実現したというような経過があります。

それはそれとして、もっと細かい話になりますと、やはり例えば阿倍野再開発をやるというような時には、猫西区長のお話にあったように、我々の方から足を運んでいけばいいのですが、なかなかそういう土俵の中にはいれないということもありますので、そこらは、地域をおさめておられる区役所あたりでリーダーとなっただけならば、我々はいつでもそこに参画していく、というような、ずばら的な考えをするんですが。

猫西 私は、どちらが行くかというのは、恋愛と同じだと思うのです。

保健所におった時も、今から考えてみるとどうもいつも逃げられてばかりいたように思うのです。

やはり熱烈な恋愛をして、相手を強姦する位ふみこんでいくと、これがやはり必要ではないかなという気がするのですが。

区役所へきて思うのですが、保健所にいる技術集団ほどのものすごい高度の学歴をもつこれだけの知識集団はいません。

だから非常に残念なのは、これだけの知識集団の知恵と技術と識見を地域で何とか生かされないかということです。

お金は出てきます。やっていけば必ず。だ

から、本庁へ行って予算がない。これは当たり前ですね。地元で集めるのです。で住民側もこの事をやれば、これだけ自分の為によくなるのだということなら、お金を出すのです。

だから、そういう発想で全く地方自治の原点にかえてやっていくというような形でないと、本当に下を向いて地面に足をつけて行くのだったら、上をあまり見ずにやるような発想の転換というのが、食監・環監に関しても必要じゃないかなという感じがします。

川村 発想の転換というのは、非常に必要だと思います。またそれをどちらかといいますと、役所の場合は、上から降りてきてやるというのがありますので、それを打破しなければ非常に難しいと思うのです。

猫西 打破しようと思ったって、破れませんわ。放っておいたらよろしい。上から言うてくることは、やればよろしい。思うのに、上から言ってきた仕事で、いっぱいいっぱいとは思いません。充分に余力をもっておられます。

余力を使って、地域住民と一遍組んで、そして言うなれば徒党を組んで仕事をする。そこで花が咲いたら、必ずそこには水が流れてくるし、金が流れてくる。

やはり徒党を組まないといけないと思うのです。言うなれば山賊のような考え方ですね、それがないと本当に公衆衛生を地域に活かして伸びていけないと思います。

中山 本当に、これは絶対にいいことだと思えばやりますと、行政の上の人が邪魔するわけではないので、むしろいいことしてくれたと、段々と金を出してくれるようになるわけですけど、結果的に、やはり猫西さんの言われるようなことが原動力でしょうね。

猫西 自信をつける為に一つ例をあげておきます。

私、保健所の衛生課長をしておるときに、食品衛生法では、許可書は許可をおろしたら渡さないといけないということだったのです

が、けれども何も知らない者に、設備だけが出来れば、明日から許可してよろしい。これはやはり、食品衛生係長の時は、そんなことをしてはいかんとおっしゃったけれど、衛生課長にきてみたら、やはりこれは教育して、許可書を渡さんといかんとおっしゃったものです。ですから、衛生局の指導に関しまして、所長の許可をいただき、許可がおりたらハガキで通知する。で講習会をして講習を受けてから許可書を渡す。というやり方を昭和40何年でしたか、西成の保健所で初めてしました。

その時は、衛生局の方からおしかりをうけたのです。うけたのですけれど、やってる間に組合員も増えるし、組合長に毎月1回出てこい。で講習会が済めば、組合ではこんないいことしていますということを、一席ぶてと。やっている間に組合員もどんどん増えていくというようなことで、あと村中課長がまとめて学会にも発表しおかげで衛生局で採用していただきました。今では公認になってますね。最初は庶子だったんですね。やはり何かやろうと思えば非公認でもいいからやっていく。必ず後から認定してくれる。こんな行き方をせんと壁なんて破れんような気がします。お許しがあれば2、3提案を用意してますが。

中山 そうやろけどちょっと待って。猫さんに喋らせたら止まらへん。佐々木さん。何か言いたりんことがあるんとかいますか。

佐々木 最も私いいかったのは、先ほどのご発言もありましたけれども、やはり研修、私のお話したことを曲解されるといけないと思うのですが、自分自身でやりなさいという意味でないということだけ強調しておきたいのです。

おっしゃったように、やはり自分で勉強をするにも、何といいますか、そういうシステム、いわゆる自己研修できるシステムというのが、やはり必要だろうという意味で発言したということをつけ加えさせていただいた方がいいと思います。

中山 天堀さん、いいたりないことは？。

天堀 先ほど業者教育とか、また食監などでもそういうことをいつてきましたということ、そこへ付け加えて、消費者教育といったものも非常に重要なものだと思うのです。

そういった意味で、監視業務というものを消費者に対してアピールして、監視員というのは、どういうことをするのか。

またそういった面で知ってもらうことも必要ですし、また事故原因がそれに対して消費者側にある場合がたまたまあるわけです。

そういった意味でも消費者に対する衛生知識の向上というものの、こういった消費者に対する教育といったものも今後必要じゃないかと思います。

中山 湊さん。

湊 先ほどから川村さんの話を聞いてまして、公害関係の法律だけが仕事ではないのですけれども、法律のワク内でこのことを解決できるのか、或いはそれに関係してくるようなことが、その問題を解決するのにどれくらいのウェイトをしめておるのか、そのようなことをお教え願いたいのですが。

先ほどミニ開発に伴って公害がおきてくる。ということは、開発の段階までは公害のほうでやってないわけですね。

そのへんのかかわりなのですからね。

川村 その後手に回らないようにするには、どうするのかということが、私のいいたいところなのですが、その具体策は中には入っていないのですけれど……………。

衛生行政は後始末ではない

中山 ………あのね。ちょっと断念してね。

昭和30年頃だったか、例えば建築基準法の行政とね、あと始末側の衛生行政とね……

建築申請は今の所、消防署の了解になってまわるわけですね。消防署の方では。

保健所へまわせという提案を、その当時の福島の保健所長をしていた川越先生が提案し

て、近畿の保健所長会などで議題にしてやったことがあるのです。

建築の申請の時から、保健所がタッチすべきだという観点からの提案です。残念ながら実現しませんでしたかね。

それをやはり東でも話しをしていたのだけれども、衛生屋は何というかミクロ的に考えすぎて、なかなか仕事が進まないというか、それがあるのですね。都市計画関係の人達をみると。

あまり小さい所に拘泥しすぎて進まんというふうな、いわゆる意見、もっともらしいのですね。そういうことがあって実現しなかったのだらうと思うのです。

私はいい提案だと思ってたのですよ。しかし、最近は公害を担当するということになってから、公害担当者の意見いうふうなものがね。

私が建築審査会の委員をさせられておるので、責任はあるのですが、最近は消防署の意見や公害担当部局の意見というものが、ある程度特別のものについては、付記されるという形になってますね。

いろいろ、そういうことがあってもやはり実力が伴わないといかんということですね。

川村 ちょっと思い出したんですけれども、特定建築物のことで、いわゆる受水槽とか、あるいはそれをクロスコネクションしたらいいかんとかいうようなことがあってですね。いわゆる建築と下水道と水道とこっちと四者とが入って、それも担当者レベルで検討会をもち、使用基準といいますかそういうものをとりまとめたというような話もあるのです。

それには、かなり時間がかかってるわけですね。先生がおっしゃったように。話がでてから2年ぐらいかかりましたか。

今年、大阪市として四局の共同した先ほどのお話にありましたところのハードな面からみてですね、建築サイドいずれもチェックをされるというような使用基準までもっていく

ように努力したこともあります。これには、やはり時間がかかっています。

天堀 先ほど川村さんがおっしゃいましたこと、いろいろ問題があるんですが。

我々考えていますのは、我々技術者としてはものをつくらない。目に見えるものをつくらないというのが、一つの問題点だろうと思うわけです。

他部局の建築技師や電気機械、それぞれの技術者というのはあくまでも人間の目に見えるものをつくっていく。

目に見えるものをつくっていくというのは、それだけの評価があると思います。しかし我々のは具体的にみえないものなのです。猫西区長のおっしゃったようにやっても、それなりの評価が一般住民にPRするかどうかということになれば、やはりこれは公園を造ったり、その他なにかものをつくったほうがPRになります。

このような問題もさまざま生まれておりますので、今後については、我々は総合計画の中に入って我々がしりふきをしないような方向に話をもっていけば、逆に我々の仕事がなくなるかもしれない。

しかし、それを総合計画の中にとりいれていけば、かえってもっと金がかかって事業が進まないといったこともあろうと思います。

しかしながら我々監視員会としては、将来的にはしりふきばかりではおもしろくない。もっと国でいえば、通産ベース、大阪市の例えば経済局、並びに総合計画といったものをつくる分野にまで加味しながら行政をすすめていけばいいんじゃないかと感じておる次第です。

中山 そうですね、食品衛生監視員も先ほどお話があったように、製造プロセスまでやはりはいりこんで、このほうがメーカー側にも得やぞというところまでやれて、しかも衛生的だというふうなものまでやはり進めなくてはね。

大体がだんだん加工の程度が専門的、技術的になっていくし、そこにちょっとしたアイデアで、非常にいわゆるその価値も高くなるし、安くもなるというふうなことも、いくらでもできていく可能性があると思うのです。

やはり、ただ今までみたいに細菌の汚染はどうか、どうしたら製品が安全に、しかも格安にできるかというふうなところまでできないとコンサルタントという立場はなりたちませんね。

そういうことで前には盛んにしていたのです。製造工程の勉強ということですね。食監の連中も一生懸命勉強していただいていたのです。だから、牛乳処理場が近代化される段階の時には、食監から自主的に工程を盛んに勉強していただいて、中小の処理場には、充分指導できる実力がついてきたような気がしますね。(話の途中で挙手あり)はいどうぞ

猫西 これはあとおい行政になる総合計画局。建築屋さんもおれば、土木屋さんもおるわけです。

まず計画というのはどういうところからおきるかというと、最初は思いつきです。これをやろうかと。その段階で、例えば環監の人に友達がおると、“これやろうと思うけど、どやねん。”“どういう考え方やねん。”“それはここがあかんで、ちょっと考えただけでも、騒音はおそらく70デシベル以上になるだろう。周波数特性これくらいになるんちゃうか。”

“そんならやめとこか。”或いは“かたちをこうかえよか。”そういう点が私はあると思うのです。

というのは、たとえ総合計画局の技術官であっても、全部は知らないのです。

これは、万博のときに立派な建物ができましたね。これを衛生の面からみると非常にでたらめな点が多かったのです。例えば真っ暗やみとか、外へ出てきたらそこは真っ白けの路面で、立ちくらみして人が倒れる。その人

に問いつめていくと、“私はデザイン専門でしてな全部知らんのですわ”僕はやはりあとおい行政にならない為にはどうすればいいか、一つだけ提案しておきます。

僕はやはり、そういう所へたくさん関係者の所に、例えば環監会なら環監会へ行って、ここへ道路を通した場合には、これだけの車が通った場合にこれだけの騒音になり、それに対して住民がこういう反対になり、この計画は挫折しましたよ。いうふうなニュースがあれば、できるだけそれを知らせてあげる。

土木にしたって、建築にしたって一番恐いの、自分が計画したことが失敗するという。これが命とりなのです。

ですから、こうすれば失敗しますと、こういうふうにしたところは、成功しましたよと、そういう情報を一つ職能組織として、関係先へ常に送っておく。そうすれば、向うから相談にくる。

組織とか職制とかいろいろありますが、これはかえようと思ってもなかなか変わりませんから、具体的にどどんラブレターを送っていく。そして恋愛関係をつくっていく。これが一つのいわゆるあとおいをなくす決め手じゃないかという気がします。

中山 大体予定する人にお聞きましたが今、猫西さんがいったように、これはずっと前から職能組織という形で、検討してきた時にも話ができたわけですけど、例えば法律を改正するとき、或いは政令を改正するとき、規則を改正するときに、こういう職能団体に諮問されておるかどうか。イギリスのインスペクターの協会の伝統では、今年はこういう問題について、農林水産省から諮問を受けた。そして解答した。厚生省はけしからんやないか。ちっとも諮問してくれないやないか。諮問よこさないやないか。いうふうなことを機関誌で書いとるわけですね。

日本では残念ながら、今のところ全国的に強力な職能団体としての食監会・環監会の場

合ですけど、そういうふうなのが来てないので、国の行政、或いは大阪府の条例のサイドをきめるという時でも、そういう食監会・環監会にこういうことを諮問するという所までいっていない。まことに残念でないかと私は思うわけです。

それだけの実力を備えなくてははいけない。これはイギリスあたりは、大へん一生懸命になってしているわけです。その為にやっぱり外接団体という一つの実があるように、もっと勉強せんといかんということだ思うのです。皆さん方が力を貯えたと無視できない。やはり現役の意見を聞こうということになるはず。またそうならんけりやいかん。湊さんや佐々木さんが言われた職能組織として自らを高めていく努力はすべきだと思います。どんなふうに行行政が変っていくかということはまだわからないけれど食監、環境という職能団体については、その能力を継続的にどうしてのばしてゆくか。その方法を追っていく。

最後に朝倉先生にお話をいただいて終りたいと思います。只今、朝倉先生から八木先生に、とご指名がありましたのでお願いします。

八木 先ほど中山先生のおっしゃったように、職能の方々が今のような形で実習する一つのよりどころに、我々の協会をもっと使っていただきたいと思うわけです。

これは昭和30年頃から中山さんとか関君、とか皆が一緒になって、府・市の行政の連中あるいは学者が一緒になって、一緒にやろうじゃないかという形でおこってきたのです。

大いにこの協会を育てていただくことは、大阪府・市の行政の連絡の中で、ここは一番仲のいいグループですから、その意味でもいいと思います。

我々の行政というのは、殆んど被害者の行政なのです。で加害者側にたつてものを言う人に対して、抵抗するためには非常に問題があります。とくに公害行政については、完全

に被害者の行政ですから、被害者の行政を加害者にどう説きふせるかという問題については、とくに専門的に技術をもってる皆さん方はご苦労なさると思うし、それが一つと、もう一つは我々が保健所にいてたころ、或いは役所におったころの食監・環監の人達と現在の食監・環監の人達とは、非常に粒がそろってきている。

その意味では、皆さま方の学問的知識というものが、すぐ一つの学問的背景づけるのには、皆さん方非常に適任だと思うわけです。見よう見まねでやった時代でなくて、基礎的な学力をもった方々がいらっしゃるのですから。そのことを結集していただいたら、私はそれは行政のほうに反映してくると思うのです。

今日、お話を聞いてまして、猫西さんが昔からのことを知っておって、例えば話でいいお話をきかしていただいたのですが、例えば、力がないから総合計画局の中でなんだという話、これは日本の世の中でも会社の重役に、医者是一人もいないのです。しかし会社の運営の中に理学士・工学士・農学士の他に、やはり医学士がおってもいいと思うわけなのです。

日本の行政の中でもいろんな総合計画をする中には、やはりドクターなり公衆衛生をやった者がいてもいいと思うのです。

ところが医者というのは、職人扱いして、患者の胸をポンポンとたたいているのが医者だという考えをもって、世間の人が見るからついそれに甘んじてしまうような形勢が非常にあるわけなんです。

例えば建築をする場合だって、家の方で建築基準法と医療法との調整する場合に、非常に先ほど中山さんのおっしゃったように、問題になったのですけれども、それくらいのことが、建築等に我々がものを言うだけであり、あと少しもものをいってないのですが、現在、鉄筋住宅に入ってる人が、どんな悩みをもっ

ているか、生きてる人間が入っているのに、あの鉄筋住宅などは非常に健康上の問題があると思うのです。

それに対して、医者が一つも発言していない。したがって、府営住宅・市営住宅を造られる時も、私は環境保健局長に対してうんと、市長さんは諮問しなくてはいけないだろうと思います。

そういう知恵をどんどんいれていかないうちに入ってる人はうまくいかないと思うのですが。

そういうことも含めて、皆さん方食監・環監の方達が大いにやっていただくことは、非常にいいことだと思います。

協会が、ますますこういうことについても各部長さん方にご相談申しあげて、また中山先生も理事さんですから、その意味では大いに中山先生のお尻たたいて欲しいと思うのですが、こういう会を続けていきたいと思いますので、ご来会の皆さん方も大いに応援していただきたいと思います。

中山 どうもありがとうございます。非常にいいお話をさせていただきました。

これをもって結論といたしたいと思います。それではこれをもって終了いたします。

